

## 病院PFIの改善にむけて

## 病院 PFI と契約協議

前田 博 西村あさひ法律事務所  
弁護士 (パートナー)

## 1. PFIにおける入札方式—総合評価一般競争入札について

民間企業の創意工夫を活用した効率的且つ効果的なサービスの提供を目的とするPFI事業では、仕様発注方式ではなく性能発注方式が採用される。

仕様発注では、発注者が予めサービスの利用者たる医療従事者等とその整備する施設や委託する業務の内容を協議し、これを設計図書や業務仕様書に取り纏め、公表する。他方、性能発注の場合は、官民間の業務分担とともに民間事業者の提供するサービスの内容や水準を規定した「業務要求水準書」を公表するにとどまり、応募者から、入札金額とともに、サービスを提供する具体的な手段、方法についての提案を求め、これらを総合的に評価したうえで落札者を選定する。

事業内容が複雑多岐にわたる病院PFIでは、要求水準が必ずしも十分に明確ではないことから、事業者選定手続きのなかで、質疑応答や現場説明会等による官民間の十分な情報交換と、「対話」の実施が不可欠である。

## 2. 落札者決定後の契約協議とその問題点

病院PFIでは、発注者は施設利用者である医療従事者等との間で「業務要求水準書」作成のために必要な協議を行なうが、仕様発注の場合とは異なり、かかる協議に基づき、具体的な設計図書や業務仕様書を作成することはない。

民間事業者は、医療従事者等とのかかる協議を経ることなく提案書を作成するので、その提案書にはこうした要望が必ずしも十分に反映されてはいない。落札者決定後に、官民間で要求水準の明確化を図ったうえで、提案内容の詳細について、医療従事者等と改めて協議を行なう必要がある。

かかる協議で合意された事業内容を提案金額の範囲内で実施することが困難な場合、入札金額を変更することは認められないことから問題を生ずる。

協議の負担を減ずるために要求水準書をより詳細かつ具体的に記載すべきだとする考え方がある一方で、民の創意工夫を生かすためには、抽象的な記載であったとしても、その要求するサービスの内容を明確化すべきだとする意見もある。

## 3. 事業契約締結後の契約変更協議の必要性

PFIでは、対象事業のLife Cycle Costのコントロールを目的として、事業期間を通じた設計、施工、維持管理、運営の全般にわたる長期契約が締結される。他方で、事業契約締結後、診療機能の高度化等の医療ニーズの変化に加え、疾患別定額払い制度(DPC)の導入や後発薬品の採用、更には医療保険制度の改正等病院経営に影響を与える外部環境の変化が予想される。

こうした変化に対応するために、病院からの要請に基づき、SPCは事業内容の変更に応じられる柔軟な事業実施体制を構築することが求められる。契約内容の変更が契約金額の増加をもたらすことになる場合、官民パートナーシップの観点から、民間事業者の経営能力を生かしたコストの増加を軽減する工夫や、病院の経営改善を図るために有用なコンサルティングを提供することが評価される。